※5　固定資産除却損（営業外費用）

固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

種類	固定資産除却損計上額
建物	38,642,277円
構築物	3,298,244円
機械装置	29,189,235円
車両運搬具	99,121円
工具器具備品	43,940,833円
その他	4,935,265円
合計	120,104,975円

なお、固定資産除却損には、上記のほかに98,561,282円の解体・撤去費用が含まれております。

※6　特別利益

特別利益に計上した固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

機械装置の売却益	806,656円
車両運搬具の売却益	2,348,853円
合計	3,155,509円

※7　特別損失

減損損失の内容は、次のとおりであります。

償却資産の減損による当期発生額	216,563,670円
独立行政法人会計基準等の改訂に伴う影響額	561,592,987円
合計	778,156,657円

その他の特別損失の内容は、次のとおりであります。

独立行政法人通則法第46条の２第１項及び第２項に基づく国庫納付に係る国庫納付未払金等の計上	308,004,860円
独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成22年法律第37号）附則第３条に基づく国庫納付	944,506,000円
合計	1,252,510,860円

Ⅴ　キャッシュ・フロー計算書

1　キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金は、手許現金及び要求払預金からなっております。

2　資金の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金及び預金	48,430,352,646円
定期預金	△ 47,600,000,000円
資金期末残高	830,352,646円

3　重要な非資金取引は、次のとおりであります。

不要財産の現物による国庫納付	106,974,046円

Ⅵ　行政サービス実施コスト計算書

損益外減損損失相当額は、中期計画等で想定した業務を行ったにもかかわらず、生じた非償却資産に係る減損損失相当額及び独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、既往事業年度において資本剰余金（損益外減損損失累計額）に計上した減損額を減額した額の合計額であります。

損益外除売却差額相当額は、主務大臣が指定した不要財産の譲渡取引による譲渡差額及び譲渡取引に係る費用のうち主務大臣が国庫納付額から控除を認めた額等であります。

引当外退職給付増加見積額は、国からの出向役員に係るものであります。

Ⅶ　固定資産の減損会計に関する事項

1　出張所及び分室

名称	用途	種類	場所	面積	減損前帳簿価額	減損損失	損益外減損損失	減損後帳簿価額
出雲出張所	みつまたの調達・管理	土地	島根県出雲市今市町	1,270.41㎡	123,000,000円	—	14,000,000円	109,000,000円
松山分室		土地	愛媛県松山市味酒町	2,657.98㎡	259,000,000円	—	5,000,000円	254,000,000円
高知出張所		土地	高知県高知市曙町	5,516.94㎡	521,351,000円	—	63,351,000円	458,000,000円
		建物 構築物		—	4,479,217円	4,479,184円	—	33円

当該施設は、原材料であるみつまたの調達業務を行っていた施設であり、平成22年度期首に中国地方（岡山県岡山市）と四国地方（徳島県三好市）に集約・統合したため、業務を廃止し、次年度以降に国庫納付を予定していることから、減損の兆候が認められ、認識及び測定を行っております。

土地の回収可能サービス価額（正味売却価額）の算定方法については、不動産鑑定評価額とし、帳簿価額との差額を損益外減損損失として計上しております。

建物及び構築物の回収可能サービス価額（使用価値相当額）の算定方法については、将来の利用計画が想定されないため「備忘価額１円」とし、帳簿価額との差額を減損損失として計上しております。

2　土地

名称	種類	場所	面積	減損前帳簿価額	損益外減損損失	減損後帳簿価額
田端敷地	土地	東京都北区田端	1,132.42㎡	545,000,000円	7,000,000円	538,000,000円
池袋敷地		東京都豊島区上池袋	3,108.15㎡	1,404,884,000円	—	1,404,884,000円
若松町敷地		東京都新宿区若松町	4,751.67㎡	2,779,727,000円	—	2,779,727,000円
西ヶ原第２敷地		東京都北区西ヶ原	722.44㎡	148,000,000円	1,000,000円	147,000,000円